

○島田市川根温泉ホテル条例

平成25年 9 月30日

条例第33号

改正 平成25年12月27日条例第43号

平成26年 7 月 3 日条例第24号

平成31年 3 月28日条例第 9 号

令和 3 年10月13日条例第29号

令和 5 年 3 月30日条例第16号

(設置)

第1条 島田市は、市民の保養及び休養並びにふれあい、交流及び研修の場を提供することにより、地域の振興を図り、もって過疎地域の持続的発展に資するため、川根温泉ホテルを設置する。

(令 3 条例29・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 川根温泉ホテルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市川根温泉ホテル	島田市川根町笹間渡195番地の1

(指定管理者による管理)

第3条 島田市川根温泉ホテル（以下「ホテル」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ホテルの利用の許可に関する業務

(2) ホテルの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ホテルの運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画

書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、ホテルの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、ホテルの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、島田市過疎地域持続的発展計画に基づき川根地区の総合的な振興を図るものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(令3条例29・一部改正)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はホテルの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(利用時間)

第9条 ホテルの利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更すること

ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第11条 ホテルを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、ホテルの管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 指定管理者がホテルの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がホテルの管理上利用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあつても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第14条 ホテルを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由によりホテルを利用することができなくなつたとき。

(2) 利用者が利用の許可を受けた事項の変更を申し込み、又は利用の許可の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、ホテルを許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、ホテルの利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに、当該利用に係るホテルの施設の全部又は一部を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(行為の制限)

第19条 ホテルの施設(第11条第1項前段の許可に係る部分を除く。)又はその敷地を利用しようとする者は、次に掲げる行為をするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示又は配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第11条第1項後段及び第2項、第12条、第13条並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第11条第2項」とあるのは「第19条第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特別設備の制限)

第20条 ホテルにおいては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第18条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第21条 指定管理者は、ホテルの管理上必要があると認めるときは、利用者若しくは第19条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若

しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、ホテルの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の公募その他指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

3 利用の許可その他ホテルの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第11条から第16条まで、第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年12月27日条例第43号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成26年7月3日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（令和3年10月13日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市川根温泉ホテル条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用（施行日の前日から施行日にかけて利用する場合を含む。）に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

別表第1（第9条関係）

区分		利用時間
宿泊施設	宿泊の場合	午後4時から宿泊を終える日の午前10時まで
	宿泊以外の場合	正午から午前零時まで
多目的室	宿泊の場合	午後4時から宿泊を終える日の午前10時まで
	宿泊以外の場合	午前9時から午後9時まで
入浴施設	宿泊の場合	午後4時から午前零時まで及び午前6時から午前9時まで
	宿泊以外の場合	正午から午後3時まで

別表第2（第14条関係）

（平25条例43・平26条例24・平31条例9・令5条例16・一部改正）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室利用料（宿泊の場合に限る。）

部屋名	定員	単位	大人		小人		幼児	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
和室	5人	1人1泊につき	6,600円	11,000円	3,300円	5,500円	1,100円	2,200円
洋室1	3人	1人1泊につき	6,600円	11,000円	3,300円	5,500円	1,100円	2,200円
洋室2	2人	1人1泊につき	6,600円	11,000円	3,300円	5,500円	1,100円	2,200円

備考

- 1 この表において「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の者をいう。
- 2 この表において「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 この表において「幼児」とは、4歳以上の者で6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 4 3歳以下の者の宿泊室利用料は、徴収しない。ただし、寝具を独立して利用するときは、幼児の欄に掲げる額をそれぞれ適用して得た額を徴収する。
- 5 この表に規定する額には、入浴施設の利用料を含み、入湯税及び食事代を含まない。
- 6 宿泊室利用料は、宿泊する者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、宿泊する者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額をそれぞれ適用して得た額の合計額とする。
- 7 和室に3人以下で宿泊する者（幼児を除く。）の宿泊室利用料は、この表に掲げる額に4を乗じて得た額を宿泊する者の数で除して得た額とする。
- 8 洋室1及び洋室2に1人で宿泊する者の宿泊室利用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 9 繁忙期（3月20日から4月5日まで、同月29日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで、11月1日から11月30日まで及び12月29日から翌年の1月5日までの期間のうち、市長が定める期間をいう。以下同じ。）に宿泊する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 10 繁忙期以外の土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日に宿泊する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 11 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に、次に定める加算額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 超過時間が3時間未満の場合 この表に規定する額に100分の30を乗じて得た額

(2) 超過時間が3時間以上6時間未満の場合 この表に規定する額に100分の50を乗じて得た額

(3) 超過時間が6時間以上の場合 この表に規定する額に100分の100を乗じて得た額

(2) 宿泊室利用料（宿泊以外の場合に限る。）

定員	市内	市外
5人	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額 ア 2時間未満 1室につき2,200円 イ 2時間以上3時間以下 1室につき3,300円 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり600円 イ 小人 1人当たり400円	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 次に掲げる額 ア 2時間未満 1室につき3,300円 イ 2時間以上3時間以下 1室につき4,400円 (2) 入浴料 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり890円 イ 小人 1人当たり630円

備考

- この表において「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の者をいう。
- この表において「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の入浴料は、徴収しない。
- この表に規定する額には、入湯税を含む。
- 宿泊室利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、利用者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額を適用して得た額とする。
- 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の宿泊室利用料は、この表に規定する額に、超過時間1時間につき1,100円を加えて得た額とする。この場合において、当該超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(3) 娯楽室利用料

定員	単位	市内	市外
12人	1時間につき	550円	1,100円

備考 娯楽室利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、利用者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額を適用して得た額とする。

2 多目的室利用料

(1) 室利用料（宿泊に係る利用に限る。）

定員	単位	市内	市外
12人	1泊につき	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき9,900円 (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり1,470円 イ 小人 1人当たり1,410円 ウ 幼児 1人当たり1,100円	次に掲げる額を合計した額 (1) 室料 1室につき19,800円 (2) 入浴料等 次に掲げる額 ア 大人 1人当たり1,840円 イ 小人 1人当たり1,730円 ウ 幼児 1人当たり1,100円

備考

- この表において「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外の者をいう。
- この表において「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- この表において「幼児」とは、4歳以上の者で6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 3歳以下の者の入浴料等は、徴収しない。ただし、寝具を独立して利用するときは、幼児としてこの表に定める額を徴収する。
- この表に規定する額には、入浴施設の利用料を含み、入湯税及び食事代を含

まない。

6 室利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、利用者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額を適用して得た額とする。

7 繁忙期に宿泊する場合の室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。

8 繁忙期以外の土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日に宿泊する場合の室利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。

9 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の室利用料は、この表に規定する額に、次に定める加算額を加えて得た額とする。

(1) 超過時間が3時間未満の場合 この表に規定する額に100分の30を乗じて得た額

(2) 超過時間が3時間以上6時間未満の場合 この表に規定する額に100分の50を乗じて得た額

(3) 超過時間が6時間以上の場合 この表に規定する額に100分の100を乗じて得た額

(2) 室利用料（宿泊に係る利用を除く。）

定員	単位	市内	市外
36人	1時間につき	550円	1,100円

備考 室利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、利用者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額を適用して得た額とする。

3 入浴施設利用料

利用区分		大人		小人	
		市内	市外	市内	市外
当日券	1人1回につき	600円	890円	400円	630円
回数券	11回分	5,950円	8,830円	4,050円	6,290円

備考

1 この表において「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの

間にある者以外の者をいう。

- 2 この表において「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の入浴施設利用料は、徴収しない。
- 4 この表に規定する額には、入湯税を含む。
- 5 入浴施設利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額を、利用者が市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額を適用して得た額とする。